

平成 2 4 年 9 月

平成 25 年 度 当 初 予 算
編 成 に 対 す る 重 要 政 策 提 言

兵庫県議会自由民主党議員団

平成 24 年 9 月 10 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

兵庫県議会自由民主党議員団

幹 事 長 小 田 毅

政務調査会長 森 脇 保 仁

平成 25 年度当初予算編成に対する
重 要 政 策 提 言 に つ い て

21 世紀も 10 年以上が過ぎ、情報・物流・金融が各国家の統治システムを遙かに超え、グローバル化した今、国際社会は新たな秩序の構築を模索しています。

こうした中、欧州では、ギリシアに端を発した債務危機が EU 各国に飛び火し、ユーロ経済は厳しい状況が続いています。また、これまで世界経済を牽引してきた中国も、その成長は減速しつつあり、これまでのような期待はできません。

我が国においても、電力不足や歴史的な円高などによって、近年、その競争力は大きく損なわれ、本格的な景気回復への道筋を描けない状況です。さらに、我が国は、既に本格的な人口減少社会に入っており、今後、労働力人口の減少や資本ストック形成の阻害など、経済活動への大きな打撃が予想されています。こうした課題に対し、現在の民主党政権の対応は場当たりので、有効な打開策を何一つ示すことができないまま、いたずらに時間が過ぎていきます。

一方、依然として、親による子どもの虐待をはじめ、理不尽な通り魔事件、若者の薬物乱用など、倫理観や人間性の欠如に根ざした異常な事件が多く発生しています。また、いじめ問題など昨今の教育を取り巻く課題に関しても、子どものモラルや学ぶ意欲の低下などが指摘され続けているとともに、学校や地域における教育力の低下は、深刻な社会問題となっています。

私たちは、このような時代の潮流と新しい課題を適確に捉え、良

識ある県民の視点に立った政策の実現に努め、新たな時代を切り拓く県政を推進していかなければなりません。

兵庫県政における喫緊の課題は、行財政構造改革を着実に推進し、危機的な状況にある県財政を確実な回復基調に乗せ、健全な新しい兵庫を次世代に引き継いでいくことです。そのためには、来年度に行われる新行革プランの２度目の総点検において、地方財政のスキームに大きな影響を及ぼしかねない国の政策動向を注視しつつ、これまで以上に厳しい姿勢で取り組み、少子高齢社会や人口減少社会の諸課題などにも適確に対応しうる持続可能な行財政構造の確立をさせなければなりません。

また、行革を進める一方で、新たな産業の創出や技術開発、人材育成支援など、経済・雇用対策の充実も不可欠です。さらに、経済活動を支える意味でも、将来にわたってのエネルギー需給のあり方の検討を進めることも必要です。

加えて、大規模災害の未然防止、発生時の被害拡大の防止を図り、県土を強靱化するためのインフラ投資を充実させていかなければなりません。また、真の地方分権改革を目指し、国の出先機関の関西広域連合への移管の実現に向け、これまで以上の取り組みが求められます。教育においては、兵庫の子どもたちが、高度情報化やグローバル化など、社会経済情勢の大きな変化に対応し、次の世代を担う人材となれるよう、家庭の教育力を高め、健やかに育つための環境整備や地域の子育て力の再構築など、兵庫の教育の再生を図る必要があります。

このように厳しい行革を進めつつ、経済・雇用対策をはじめ、県土の強靱化、地方分権の推進、教育再生などの重要課題が山積している今こそ、知事には、より一層強力なリーダーシップが求められるのであり、その手腕が期待されるところであります。知事とともに県政運営の重責を担う、わが党議員団としては、県政の責任政党として、政策立案機能を発揮し、政策提言を積極的に行っていく所存であります。

以上の認識に基づき、わが党議員団が特に重要な政策として位置づけた以下の３３項目を提言いたします。

知事におかれては、平成 25 年度当初予算編成にあたり、これらを最大限に取り入れ、その実現を図られるよう強く申し入れます。

1 第2次行革プランの着実な推進と徹底した検証

我が国の経済・雇用情勢は、緩やかな回復傾向にあるものの、欧州債務危機の再燃不安から円高が加速し、景気後退と雇用への影響が懸念される状況下で、国全体が大きな将来不安と閉塞感に覆われている。

こうした情勢の下にあって、県には地域経済と雇用対策の強化に加えて、子育て支援や医療・介護・福祉の充実、農林水産業の振興、新エネルギーの普及など様々な分野で果たすべき役割が求められている。

現在、平成23年3月に策定された「第二次行財政構造改革推進方策(第2次行革プラン)」に基づく本格的な行革を推進しているところであるが、一刻も早い行財政の健全化を達成するためには、毎年度の成果についての徹底した検証と、社会・経済状況に応じた迅速な見直しが不可欠である。

そこで、3年目の総点検に向けては、今回の提言を踏まえながら、財政フレームはもとより、組織、定員・給与、投資事業、事務事業及び公社等に関して、第2次行革プランの徹底した検証を図るとともに、見直すべき方向性と具体的な取り組み等については、我が会派との十分な協議に基づき進めること。

特に、歳入確保にあっては、地方交付税の充実確保は引き続き喫緊かつ重要な課題であることから、国への働きかけをさらに強める一方、自主財源の確保に向けて、徴収歩合の向上や個人住民税の特別徴収を中心とした税収確保に一層強力に取り組むほか、課税自主権の活用、未利用地の売却促進等について取り組みを進めること。

一方、厳しい財政状況にあっても、県民から求められる新しい時代に対応した県政を推進する必要があることから、効率的・効果的な経費支出に努めつつ、限られた財源を重点配分した選択と集中による施策の充実に取り組むこと。

加えて、県民局や教育事務所をはじめとする地方機関や公社等の外郭団体のあるべき姿及び県立大学の効率的運営についても、関係機関との

十分な協議・検討を図りながら確かな方向を示すこと。

2 防災・減災・危機管理対策の推進と東日本大震災被災地域への継続的な支援

東日本大震災における巨大津波は、「防災対策に万全はない」という厳しい現実を国民に突きつけた。

南海トラフが起こす巨大地震は、広域にわたる巨大な津波と強い揺れを生じさせ、西日本を中心に東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生するといった予測も行われている。

南海トラフが引き起こす津波高や、東日本大震災における津波の浸水被害を十分に考慮して、精緻な被害想定を行うとともに、住民避難を柱とするソフトとハードを組み合わせたシミュレーションの実施など、防災対策の再構築を早急に行うとともに、原子力災害への対応に関しても、国の防災指針・防災基本計画等を睨みつつ、現行対策の見直しを進めること。

さらに、県耐震改修促進計画に基づく建築物耐震化の促進により、建築物の安全対策に万全を期するほか、危機管理体制の充実・強化、住民によりわかりやすい緊急避難情報をはじめとする災害情報の提供、防災拠点の整備、活用を推進すること。

加えて、消防団の消防体制の充実、自主防災組織の育成支援等の地域防災力の向上など、市町とも連携した取組を進めるとともに、県外の被災自治体をいち早く支援できる体制整備を進め、あわせて被災地の復旧・復興を支援する他の自治体や多様なボランティアを受け入れる環境や知恵など、受け入れ態勢を平常時から高めておくこと。

こうした防災・減災対策の強化と合わせ、新型インフルエンザや口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなど、想定内外の各種多様な有事に備えた職員の危機管理意識の向上を図るとともに、災害対応マニュアルの充実や訓練・研修の実施等により、危機管理対策をさらに強化すること。

また、昨年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国観測史上最大規模の地震と津波によって東北地方を中心に多くの尊い人命と貴重な

財産を奪い、社会基盤にも甚大かつ深刻な被害を与える未曾有の大災害となった。

大震災の発生から約１年半が経過した現在、被災地では避難所から応急仮設住宅への移行が概ね終了し、緊急対応期から復旧・復興期へと局面が移行しているといわれている。

震災発生直後から関西広域連合のカウンターパート方式により被災地支援を図ってきた本県は、その後の避難所運営や心のケアに関しても阪神大震災の教訓を踏まえた「経験と専門性を生かした支援活動」に取り組んできたところである。

今後は、住民主体のまちづくりやコミュニティの再生、被災者のこころのケアへの支援など被災者の自立を支援していくよりきめ細かな対応が必要となっていくことから、被災地のニーズに適切に対応した効果の高い支援のあり方を十分に検討しつつ、阪神・淡路大震災の経験と教訓を活かせる兵庫県ならではの支援を推進すること。

3 電力需給への適切な対応をはじめとする総合的なエネルギー対策の推進

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響により、将来にわたっての安定した電力供給が課題となっている。

現在、国において、我が国のエネルギー政策の白紙から見直しが行われているところであり、関西広域連合においても「中長期のエネルギー政策の考え方」の検討が行われている。

県としても、これらを踏まえながら、県民生活や企業の経済活動への影響を分析しつつ、中長期的なエネルギー確保に向けた取り組みや非常時におけるセーフティネットの構築を含めた電力需給のあり方について見解を示すなど、総合的なエネルギー政策の構築を行うこと。

4 地方分権の推進

国は一昨年６月に「国の出先機関の原則廃止」を宣言し、これを受けて、閣議決定された「アクション・プラン」では、出先機関の事務・権

限のブロック単位での移譲を推進することとしていた。

しかしながら、先般明らかにされた「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」にあっても、その実現は遅々として進んでいないうえ、国の出先機関の事務の全てが移譲対象とされていなかったことなどからも、「国の出先機関の原則廃止」という改革本来の目的からは全く不十分であるなど、真の地方分権の実現にはなお多くの課題を残したままである。

そこで、地方分権改革をより一層推進し、真の地方分権を実現する観点から、国から地方への事務・事業・権限の移譲を一層進めて国に残す例外業務を本省へ引き上げて国と地方の二重行政を解消するとともに、地方税財源の充実強化と偏在是正や国による義務付け・関与廃止・縮小等について、全国知事会や地方六団体等を通じ国への提言を強めるなど、第二期地方分権改革の趣旨実現に向け、さらなる取組を進めること。

また、県自らも分権を推進するため、引き続き、県と市町との役割分担を明確にするとともに、市町の行政運営体制の整備の進展を踏まえ、本来市町が担うべき権限・事務の積極的な移譲を図ること。

なお、設立以来２年近くが経過した関西広域連合は、東日本大震災の被災地支援で、一定の評価を得たところであったが、国と地方の二重行政を解消して、地方分権を一層進める広域自治のあり方・体制整備の方向性の検討に関しては、正にこれからが正念場である。

関西広域連合への国の出先機関の「丸ごと移管」にあっては、国から関西広域連合という単なる看板の書き換えに終わらせることのないよう受け入れ体制の整備を進めること。

とりわけ事務・権限の移譲を受けるに際しての執行機関や議会のあり方等を明らかにするとともに、地域住民や経済界を含めた幅広い関係者の理解を得ながら、国との協議を一層発展的に進めること。

5 地域の活力の増進

少子高齢化や過疎化の進行に伴い、都市・農村間における人口偏在が進むことにより、中山間地域等を中心に地域の持つ活力が低下し、地域

間格差が生じている。

また、個々の地域においても、老人会や婦人会を始めとする地域を支える地縁団体が弱体化しているなど、地域内の元気が失われつつある。

成熟社会を迎え人々の価値観が多様化している今日、我が国が全体として持続的な発展を継続していくためには、各地域が、それぞれの魅力、地域資源を活かすことにより、自らの考えと責任により自立した地域経営を行っていけるような仕組みづくりが不可欠である。

そこで、地域の自立や活性化を一層推進するとともに、積極的に地域づくり活動を展開している地域団体等への支援を拡充すること。

とりわけ頑張る県民や地域を応援する温かい施策展開に努めるよう我が党議員団の主張により実現した「地域の夢推進事業」は、自主性と自立性を持って地域の活性化に取り組む人々の希望実現に寄与する施策として重要であることから、県と市町との適切な役割分担の下で、各地域の実状に応じた柔軟性を発揮しつつその一層の充実化を図ること。

(5 項目)

健康福祉部会

1 実効性のある少子対策の推進

少子化による人口減少や高齢化は社会の活力を奪うとともに、社会保障制度の持続性を損ないかねない大きな問題であることから、少子化に歯止めをかけるため、さらなる有効な対策が求められている。

本県では、平成 17 年度に少子対策本部を設置して以来、多種多様な取り組みを実施してきたが、次の段階として、選択と集中により目に見える形で事業の仕分けを行い、効果の上がった事業に財源を集中的に投入することで、事業実施の実効性をより高めていくべきである。

その際には、各市町と連携を取りながら、比較的早期に効果の発現が見込まれる事業だけではなく、結婚・子育て・家族の大切さを確認するため、若者に対する意識啓発のほか、家族の絆や地域のつながりを取り

戻す施策を展開するなど、中長期的な観点からの取り組みも併せて推進すること。

2 子どもの健全な育成策の強化

近年、核家族化や女性の社会進出、地域のつながりの希薄化に伴って、家庭や地域での子育て力が一段と低下している。

そこで、子育てに対する親の自覚と能力を高め、親が子育てを通じて子どもと共に成長するよう親学の普及に努めるとともに、親に対する育児指導の徹底、保健所や保育所等での相談・指導の充実などについて積極的に取り組むこと。

加えて、働く親の負担の軽減を図るとともに、専業主婦の子育ても支援するため、安心こども基金を有効に活用しながら、保育所の増設による待機児童の解消、「認定こども園」の円滑かつ適正な実施、保育時間の延長等の保育サービスの充実や病児・病後児保育の推進など、安心して子どもを預けられる条件整備に引き続き取り組むこと。

一方、対策が講じられつつも、痛ましい事件が急増し、社会問題となっている児童虐待については、市町が一義的な窓口ではあるが、それを強力に支援する県の取組が不可欠である。よって、こども家庭センター等の機能・体制の強化を図るとともに、市町、警察、学校、医療機関、保健所、児童福祉施設など関係機関と連携し、事件を未然に防ぐ取組を進めるとともに、要保護児童のための適切な生育環境の整備を進めること。

3 安心と活力に満ちた高齢社会づくり

安心と活力のある高齢社会を実現するためには、就業や地域活動への参画などを通じた高齢者の生きがい創造のほか、福祉基盤の充実が不可欠である。

そのためには、要支援・要介護認定者数の急増に対処できるよう、介護保険制度の適正で安定的な運営や介護保険施設等の整備、介護人材の量的確保や資質向上に努めるとともに、居宅介護サービスや定期巡回などの見守り体制の充実、地域包括支援センターの機能強化など、高齢者

が住み慣れた地域で支えられ、安心して暮らし続けることを可能とする体制を構築すること。

また、高齢者の増加に比例して認知症患者が急増しているが、認知症は、日常生活を送る機能を奪うだけではなく、長期的な介護を要することから、普及啓発や早期発見・早期治療の推進、地域医療体制の中核となる認知症疾患医療センターの全圏域での設置を進めるとともに、かかりつけ医の養成や相談・見守り体制の充実など、地域におけるケア体制を整備すること。

4 障害者の暮らしと自立に向けた支援策の推進

県民だれもが安心して日常生活を営み、活動できる地域社会を実現するため、様々な困難を抱える障害者の暮らしや自立への支援が必要である。

そこで、来年度に施行される「障害者総合支援法」を踏まえ、障害程度区分認定事務等を実施する市町の体制づくりを支援し、事業者の指定や適正指導、障害福祉計画の着実な実施などを通じて、サービス基盤の整備を進めるとともに、同法の制度の周知徹底を図ること。

また、利用者の負担に対する軽減策等を引き続き実施し、現在の負担水準を当面維持すること。

さらに、報酬の日額化により経営状況が悪化している事業者の経営基盤強化の取組を支援するとともに、国において検討されている障害者自立支援法廃止後の制度改革においては、地方の意見も反映し、障害者の安心につながるものとなるよう積極的に国へ働きかけること。

このほか、障害者が能力・適性に応じて働くことができるよう、雇用施策との連携により就労機会を確保し、自立と社会参加を促進すること。

また、働き盛りの年代を襲う若年性認知症への対応や、未就学児はもちろんのこと、発達障害を抱え社会適応が困難な成人を含むあらゆる年齢段階に即した発達障害の早期発見、早期支援に向けた体制の確立を図ること。

5 自殺防止対策の推進

政府は、平成 18 年に自殺対策基本法を施行するとともに、それに基づく「自殺総合対策大綱」を策定し、自殺死亡率の 2 割低減を目標に対策に取り組んでいるが、長引く不況等を背景に全国の年間自殺者数は平成 10 年から 14 年連続で 3 万人を超えており、目標達成にはほど遠い状態にある。

県内の状況も概ね同様であり、県では、年間 1,300～1,400 人で推移している自殺者数を平成 28 年までに 1,000 人以下とする目標を掲げ、「いのちと心のサポートダイヤル」を始めとする相談体制の充実や健康診断等を活用したメンタルチェック、救命救急センターに精神福祉士等を配置する自殺ハイリスク者対策、市町が実施する自殺対策事業への支援などに取り組んでいるが、引き続き市町や関係団体、事業所、医療機関等との連携強化に努め、県民の尊いいのちを一人でも多く救うことができるよう、事前予防、危機対応、事後対応の各段階に応じた総合的な取り組みを継続的に実施すること。

6 医療の確保と健康づくりの推進

医師確保は全県的な課題であるが、へき地をはじめとして、地域の拠点病院や診療所等において地域医療に従事する医師の不足が顕著である。

また、とりわけ小児科・産婦人科・麻酔科等の特定診療科における医師不足は、依然として深刻な状況にあることから、医師の量的確保とともに、地域・診療科間の偏在対策にも取り組む必要がある。

そのため、大学医学部と連携したへき地勤務医師の養成・確保、研修医の県職員としての採用、兵庫県医師会が行うドクターバンク事業や女性医師確保のための環境整備への支援のほか、地域に応じた県独自の各種研修制度の充実などに引き続き取り組むほか、医師人材養成・派遣の全県拠点として開設予定の「地域医療活性化センター（仮称）」の設置を支援し、適確な医師確保対策を着実に推進すること。

また、救急医療については、夜間休日診療の充実、小児救急医療電話相談（＃8000）やドクターヘリの拡充など、県下各地域における救命救

急の体制整備を早急に進めること。

さらに、これら地域医療体制の整備を進める一方で、限られた医療資源の有効活用と医療費の抑制を図るため、「健康づくり推進条例」とその基本計画である「兵庫県健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病、歯科保健、うつ病等の対策に重点的に取り組むほか、病気を未然に防ぐという予防医療の観点を含めて、県民の健康づくりを推進すること。

加えて、日本人の死因で最も大きな要因となっているがんについては、これまでの「対がん戦略」の成果と現状における課題を分析し、今年度中に改定する「がん対策推進計画」に基づき、予防・早期発見から医療、ターミナルケア等、がん患者の心のケアを含めた心身両面への総合的な対策を推進すること。

7 県立病院の構造改革

高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を効果的かつ効率的に提供するとともに、他に中核となる医療機関のない圏域において地域医療の確保に取り組むという県立病院の役割を踏まえた病院づくりが強く求められる。

そのためには、「病院構造改革推進方策（改訂版）」及び「県立病院改革プラン（改定版）」に基づき、病院事業全般にかかる構造改革の取組を着実に推進し、経営基盤の強化を図るとともに、医療の充実や安全確保、患者サービスの向上などに努め、県民がより良質な医療を安心して受けることができる体制を整備すること。

なお、これらの構造改革の取組を進める一方で、その必要性を十分に勘案し、県民の信頼に応える良質な医療を継続的に提供していくために真に必要だと判断される場合には、研究機材の更新も含め研究費の予算化を図り、適正な人材の確保に努めるとともに、老朽化・狭隘化した施設の建て替えや、高額医療機器の整備など、施設・設備の計画的な整備を進めること。

（ 7項目 ）

1 厳しい経済情勢における中小・零細事業者へのさらなる支援の推進

本県の経済情勢は、生産・輸出を中心に持ち直しの動きが続く中、電力供給の制約や長期化する円高・デフレ、海外経済の減速などを背景に足踏み状態が続いており、その先行きが懸念されている。中小企業を取り巻く状況も、依然として厳しい状況が続いている。

また、雇用情勢も、景気低迷の中、有効求人倍率は低調に推移し、完全失業率も高い状況が続くなど、依然として、厳しさが続いている。

こうした本県経済が置かれた厳しい現況を把握し、経済・雇用対策を引き続き適時・的確に実行するとともに、グローバル化の進展や人口減少社会の到来、成熟型経済への転換など、今日の社会経済情勢の様々な変化に的確に対応しながら、本県経済の持続的な成長と、若者の雇用促進を含む多様で安定した雇用就業の実現を図るため、「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」に基づいた実効性ある施策を実施すること。

とりわけ本県の地域経済に大きな役割を果たしている地域産業や商店街、観光関連産業などの中小企業の経営環境は、空洞化や消費の低迷等により、非常に厳しいものとなっている。そのため、経営革新や事業の転換、新分野への進出支援、さらには雇用のミスマッチ解消や人材育成等中小企業の課題に応じた適切な対応を図るとともに、県内業者への発注促進や新規創業に対する支援を強化すること。また、引き続き制度融資枠の確保や設備の高度化等の支援、商業団体の支援を図るとともに、これら制度の円滑な活用に向けて積極的なPRに取り組むこと。

2 成長産業の育成と企業誘致による産業集積の形成

世界規模での地域間競争が激化するなど、企業誘致は厳しい状況にあり、その取組強化が求められる。

県内に、SPRING-8 やX線自由電子レーザー「SACLA」、スーパーコンピュータ「京」など、世界的な科学技術基盤を有している本県の特徴を最大限に活かし、地元の市町、産業界とも十分に連携を図りながら、拠

点地区等への産業集積を促進すること。

産業集積の促進にあたっては、産業集積条例とともに、県下の産・学・官を有効に活用して優れた国内外企業を戦略的に誘致するとともに、地元の正規雇用の促進にも留意しながら、例えばポートアイランドにおける医療産業都市構想のように特色を活かしたクラスター形成を図ること。

また、企業や研究機関の誘致後における地域への経済・雇用効果のフォローアップを実施すること。

3 本県の強みを活かした観光の振興

人口減少社会を迎える中、地域の活力を高め、賑わいづくりにつなげるためには、観光ツーリズムの推進を通じて、交流人口の拡大を図っていくことが必要である。

そのため、景観や伝統文化など県内に有する資源を活かすとともに、農林水産品のブランド化の取組などとの連携を図り、より魅力ある地域づくりを通じた観光関連産業の振興を図ること。

また、県内市町や関西広域連合など近隣府県、関係機関との連携のもと、本県の多彩な魅力を中国・韓国など東アジアをはじめ世界に広く発信し、外国人観光客の誘致に向けた取組を推進すること。国内向けには「あいたい兵庫キャンペーン」の継続を図るほか、効果的なプロモーションを通じた地域の個性や魅力の発信により、さらなる観光客の誘致に取り組むこと。

(3 項目)

農政環境部会

1 将来にわたって安心した食生活を送るための農業施策の推進

昨年度策定された「ひょうご農林水産ビジョン 2020」の着実な推進を図るとともに、依然として低い水準にある自給率を向上させるため、農業経営を継続できる支援体制の構築、「人・農地プラン」の作成支援など

担い手の確保・育成を進めるほか、消費者の需要を的確に把握した生産の拡大や環境創造型農業を進めるための技術開発や普及、県産県消への取組等を通じ、農業所得の増大に向けた各般の施策を戦略的に展開すること。

2 農業生産を支える基盤整備、機能保全の推進

老朽化や構造の不備により水害を招く危険性のあるため池や農業用排水路について、計画的な改修、補強を進めること。各種のため池整備事業では緊急改修度の高い危険なため池の解消を推進しているが、さらに地域住民や市町と連携し、農地や農業用施設等への被害を未然に防ぐため、引き続き事業費を確保すること。第2次行革プランに基づく行財政改革の下においても、農地等の基盤整備費については、「選択と集中」によりコスト縮減に努めるとともに、必要な財源は国へ強く要望し、地域の実情に沿った整備を行うこと。

3 農林水産物のブランド化、6次産業化の推進

産品ごとのブランド戦略の策定や実践を支援するとともに、生産から流通、販売までを一連のものとして捉える6次産業化の取組に必要な技術支援、人材育成を進めること。

また、県産品の消費拡大のため、兵庫県認証食品である「ひょうご安心ブランド」と「ひょうご推奨ブランド」の認知度向上を図り、生産、流通、消費の拡大をより一層推進すること。

4 シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣対策の推進

中山間地域を中心に、シカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣により大きな農業被害や森林被害が依然として発生しており、生産者の作業意欲を大きく減衰させていることから、被害を軽微にするための捕獲の実施、防護柵の設置支援、野生動物被害の補償をさらに進めるとともに、警察とも連携して猟銃免許者の減少対策を講じるほか、捕獲した野生動物を有効に利用するためシカ肉やシカ皮等の活用を促進するなど、総合的な

有害鳥獣対策を実施すること。

5 つくり育てる漁業の推進

世界的な規模で水産資源のさらなる減少が懸念される状況にある。

そこで、水産資源の持続可能な利用に向け、漁獲情報の的確な把握による資源管理や漁場の整備・環境保全を行うとともに、重要魚種の種苗生産や地域特性に合った新たな栽培魚種の量産技術の開発等、栽培漁業の推進を図ることにより、消費者のニーズに対応した水産物の供給を安定的に行うこと。

6 森林整備・県産木材の利用促進

「新ひょうごの森づくり」での取組を踏まえ、新たな計画に基づき、さらに効果的な事業を継続発展させることにより、森林の安全で快適な環境の確保に努めるとともに、「災害に強い森づくり」を計画に基づき着実に進めること。

また、効率的な木材生産に関しては、「兵庫木材センター」の活動を支援しつつ、植林・保育・伐採・利用の林業生産サイクルの円滑な循環を図るため、県や市町の福祉施設、教育施設等の公共施設での木造・木質化をはじめ、暮らしの中に木材を取り入れる運動の促進など、県産木材の利用促進を図ること。

7 都市における農業の振興

阪神間をはじめ、市街化区域における農地は減少を続け、次世代に都市及び都市近郊の農業・農地を継承していくことが極めて困難な状況となっている。

都市及び都市近郊の農地は、人口集中地域への安全な野菜等の供給拠点であると同時に、ヒートアイランド防止など地球温暖化対策や災害時の緊急避難場所の面からも重要な機能を併せ持っている。

これらを十分に踏まえ、都市部固有の課題に的確に対応する施策展開及び制度改善に向けた取組を積極的に進めること。

8 環境適合型社会づくり

東日本大震災後の国の原子力政策の混乱の影響を受けて、電力供給の制約や化石燃料への再依存が懸念されており、再生可能エネルギーへの転換や地球温暖化防止を図る取組が強く求められている。

そこで、新しい国のエネルギー・環境施策の動向を注視しながら、県民や事業者の取組に対する支援策を充実させ、低炭素社会の実現に向けた施策の展開を図ること。

また、廃棄物の不適正処理に対する監視体制の一層の強化を図り、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づいた行政命令の執行に努めること。これと並行して、警察においては、行政と連携し、迅速かつ的確な取締りに努めること。

さらには、廃棄物の発生抑制や環境配慮型製品の購入の拡大など、環境適合型社会の実現に向けての啓発に積極的に取り組むとともに、学習拠点の整備など、環境学習・教育の充実を図ること。

(8項目)

建設部会

1 自然災害に備えた安全・安心で強靱な県土づくり

近年多発する風水害や、近い将来の発生が懸念される東海・東南海・南海地震に備え、被害の最小化に向けた減災対策に取り組む必要がある。

このため、「津波防災インフラ整備5箇年計画（仮称）」に基づく海岸防潮堤の早期整備や排水機場の耐水化などを確実に実施するとともに、橋梁や下水道施設、さらに住宅等建築物の耐震化を強力に推進し、海岸防潮堤の耐震点検などもあわせて総合的な津波・地震対策の強化を図ること。

「総合治水条例」については、その周知を図るとともに、計画地域ごとに定める地域総合治水推進計画は県民の意見を踏まえて早急に策定すること。

また、減災のためのソフト対策としての河川氾濫予測システムによる情報発信や道路冠水情報板の整備等については、対象地域において早急に完了すること。

加えて、土砂災害対策として平成 21 年度に策定された「山地防災・土砂災害対策緊急 5 箇年計画」に基づき、県下全域を対象とした砂防えん堤等の整備を確実に実施すること。

2 活力ある兵庫の社会基盤づくり

多様な地域特性を有する県土の均衡ある発展を図るためには、「選択と集中」により効率的・効果的で地域の実情に沿った社会基盤の整備が重要である。

人や物の交流を促進し、自立した地域づくりに不可欠な道路については、鳥取豊岡宮津自動車道や北近畿豊岡自動車道、大阪湾岸道路西伸部、播磨臨海地域道路等の高速道六基幹軸を早期に整備するとともに、地域のくらしを支える国道や県道の整備に努めるほか、老朽化施設の適切な維持管理対策に取り組むこと。

また、鉄道や生活交通バスなど、公共交通の維持と利便性向上を目指すほか、関西 3 空港については、空港アクセス強化や利用者拡大のための取り組みを進め、国には更なる規制緩和を働きかけること。

3 県内建設業者等の健全育成

県内建設業者の倒産件数は依然として高水準で推移し、県内の建設業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いている。

そこで、安定して仕事が確保できるよう、業者の県施策への貢献度等も加味しつつ、分離・分割発注や発注・完成時期の平準化等による受注機会の拡大を一層推進するとともに、公共事業の品質・安全を確保し、不当な低価格での受注による下請業者の倒産等を防ぐため、最低制限価格を適正に設定することとあわせ、工事の工程や品質の管理を徹底することで、不良不適格業者の排除を行うこと。

さらに、技術面での差別化や経営効率化を図ろうとする業者、また、

得意分野の異なる企業の相互補完的な連携等、建設業の再編につながる取り組みや業種転換に対しては、融資制度等の支援を積極的に行うこと。

(3 項目)

文 教 部 会

1 ひょうご教育創造プランの着実な推進・周知徹底

我が国の教育は、これまでの教育基本法のもと、国民の教育水準を大いに向上させ、社会、経済の発展を支えてきた。

しかしながら、近年の少子高齢化、高度情報化、グローバル化など、社会情勢や家族のあり方など、教育をめぐる状況の変化により様々な課題が生じてきたことから、平成 18 年 12 月に教育基本法が約 60 年ぶりに改正された。

平成 21 年 6 月に策定された「ひょうご教育創造プラン」は、その改正教育基本法の理念を具体化したものであり、次代を担う人づくりを進めるため、プランに沿った教育施策を着実に推進していく必要がある。とりわけ、プランの推進に資する教科書の採択が求められる。

そこで、プランの最終年を迎え、新たなプランの検討に向けてこれまで毎年度行っていた取組の検証を充実し、実際の教育現場へのプランの浸透を強化すること。また、教科書採択にあたって、プランに準拠させること。

さらに、教育現場での混乱を避け、本県教育の振興を図るため、現行法制度上、国の計画を参酌するとの規定となっている市町計画について、県計画を踏まえた市町の計画策定を図るよう引き続き取り組むこと。

2 学力向上対策の推進

新学習指導要領等により改善に向けて舵を切った「学力低下問題」については、全国学力・学習状況調査の結果を活用し、35 人学級編成などの「新学習システム」、「兵庫型教科担任制」の活用や学習習慣の確立に

向けた「学習タイム」の推進など学習環境の一層の充実が図られているところである。

しかしながら、新学習指導要領においても、小・中学校で行う評価は、絶対評価が中心であり、少子化に伴う競争の緩和等が学習意欲の低下につながっていることには、大きな危惧を覚えざるを得ない。

そこで、向上させるべき「学力」とは何かを問い直し、評価の方法を再検討し、今の評価の方法をもう一度考え、学力向上対策の目標を明確にした上で、総合的な学力向上対策を推進すること。

また、目的に応じて文章を的確に読む力や自分の考えをまとめ、伝える力など「ことばの力」を向上させる取組や、理科・数学に対する興味・関心などを一層高める取組を行うこと。

さらに、ますますグローバル化する社会において、国際社会で活躍できる人材をより多く輩出できるよう、日本の歴史文化、とりわけ我が国の成り立ちから近現代史を重視した教育、正しい領土認識の教育とともに、より実践的な英語教育を実施すること。

3 道徳教育の推進

道徳教育は、人が人として生きるための根幹であり、「命の大切さ」を認識させる上で極めて重要な教育分野であり、とりわけ学校における役割と責任が重要となっている。

大きな社会問題となっているいじめ、凶悪化する少年犯罪等の背景には、家族を基盤とすべき規範意識や規律の低下に加え、己の欲求のままに行動することを抑える「自制心」、あるいは、必要な場合には我慢ができる「忍耐力」の欠如があると考ええる。これらを養うためには、学校における体系的な道徳教育の実施に加え、子ども達が学んだことを実践できるようにすることが何よりも大切であり、学校だけでなく、家庭、地域も一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

ひょうご教育創造プランに、規範意識をはじめとした道徳心を身につけさせるとともに、伝統と文化、歴史に関する教育の推進等が重点目標として明記されており、これらの目標を具現化するよう、道徳教育副読

本を単に作成配布するにとどまらず、十分に活用し、個人の行動指針ともいえる道徳教育を全ての児童・生徒にあまねく浸透させるよう、さらなる推進を図ること。それと共に、公的施設において、道徳教育副読本に採り上げられている先人・先達の功績が理解できるような展示などの設置を図ること。

また、いじめについては、児童・生徒と教師が向き合える時間を確保できるよう業務のあり方を適切に見直すとともに、いじめを認識したときは、管理職を中心に学年や学校で組織的に対応し、PTAや地域の理解と協力、さらに適宜、警察等の外部機関の協力を得るなど、いじめの未然防止と発生時の適切な対応に努めること。

4 特別支援教育の充実

改正教育基本法の施行、学校教育法の改正による特別支援教育の対象範囲の拡大等、特別支援教育を取り巻く状況が大きく変化してきたことに伴い、生徒・児童数は増加し、障害も重度・重複化、多様化してきている。

このため、県教育委員会では、平成 19 年に策定された「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づく 5 年間の取組が行われたところであるが、さらに規模過大校解消等に向けた対策や、これまでの高等学校との交流・共同学習の成果と国のインクルーシブ教育システムの検討の動向を踏まえた対策を盛り込んだ新たな取組を進めることが求められる。

また、特別支援教育は、社会の一員として可能な限り主体的に生活を営むことができる力を学校教育全体の中で育成することを目指すものであるから、卒業後の自立した社会生活に向けた後期中等教育の充実、個々の状況に応じ、卒業後の就労につながるものであること、また、住み慣れた地域での社会参加につながるようにすべきである。

また、「特別支援教育第二次推進計画」を策定し、障害のある生徒と障害のない生徒との交流をさらに進めるとともに、LD、ADHD等の支援を要する児童生徒のための支援教員の配置や市町の特別支援教育への支援などの充実強化を図ること。

(4 項目)

1 地域と一体となった警察活動の展開と体制の整備

安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民全ての願いであるが、強盗、ひったくり、性犯罪など、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や暴力団員等による犯罪も引き続き高水準で発生しており、県民の体感治安の悪化を招いている状況である。

県警察では、「犯罪の起きにくい社会づくり」の推進に向け、安全安心に役立つ防犯情報を必要とする地域住民等に伝達する防犯ネットワークの整備、万引きなど軽い気持ちで手を染めやすい犯罪の厳正な取締りによる規範意識の向上、防犯カメラの設置促進による防犯環境の整備、青色防犯パトロールの増車等による地域における防犯ボランティア活動の活性化の4つを柱とした施策を推進するとともに、暴力団に対する暴力団排除条例の効果的な活用に取り組んでいる。

そこで、この施策を真に実効あるものにして、地域の防犯力を高め、自主防犯組織とのネットワークの構築を進め、行政だけでなく、県民・企業や学校と一体となった警察活動を県下に広く展開すること。

また、「若手警察官育成プログラム」に基づく優秀・有用な人材の確保や育成等に取り組め、警察活動の推進に不可欠な車両等を整備・充実するとともに、緊急車両訓練地の確保の検討など、警察組織・活動基盤の強化を図ること。

2 交通安全対策の推進

昨年、加西市内で飲酒運転の車に幼い兄弟がはねられ死亡するという悲惨な事故が発生し、今年4月には京都府内で18歳の少年が運転する車が通学中の小学生の列に突っ込み10人が死傷するなど、重大かつ深刻な交通事故が全国で相次いで発生し、社会問題となっている。

こうした状況を踏まえ、今年度の本県の交通安全実施計画の最重点課題を「子どもと高齢者の交通安全」として、児童生徒や高齢者等を対象にした交通安全教育の充実を図るなど、各般の対策を推進することとし

ているが、とりわけ、児童が安全に通学できるよう道路管理者と連携して通学路における歩道整備や通過交通の抑制を推し進めるとともに、生活道路においても歩行者の安全が確保できる最高速度を設定するなど、効果的な交通規制を実施すること。

また、近年増加している自転車と歩行者との事故を防止するため、歩行者・自転車分離大作戦を推進するとともに、交通安全協会とも連携しつつ自転車交通安全教室の開催等を充実する一方で自転車利用者の交通違反に対する指導警告や取締りを徹底すること。

3 青少年犯罪対策の強化及び青少年の健全育成

青少年犯罪の低年齢化、悪質化が進んでいるだけではなく、再犯率も上昇傾向にあることから、その発生や再犯防止に向けた対策強化が強く求められている。

そこで、青少年犯罪・非行に係る情報収集等に努めるとともに、家庭や学校、地域との連携を図り、早期かつ的確な対応による非行の未然防止に努めること。

また、ひったくり等の街頭犯罪を敢行する非行少年グループの補導活動を強化すること。

さらに、最近、コミュニティサイト等による児童買春・児童ポルノ事犯など、青少年が犯罪被害にあう事件や誹謗中傷の書き込みによるいじめ、違法薬物の売買等、インターネット上の有害情報による青少年への悪影響が深刻な社会問題となっていることから、有害環境の実態把握に努め、インターネット利用に伴う危険性やモラルの周知について積極的に啓発活動を行うとともに、店舗や自動販売機でも購入できる脱法ドラッグについても県薬務課と連携し、徹底した立ち入り調査の実施をはじめ効果的な取り締まりを更に強化すること。

(3項目)